

東北観光フリーパス セットプラン 利用約款

令和 7 年 9 月 4 日制定
東日本高速道路株式会社 東北支社
宮城県道路公社

(通則)

第 1 条 本約款は、東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)と宮城県道路公社(以下「公社」といいます。)が実施する「東北観光フリーパス セットプラン」(以下「本商品」といいます。)について適用します。

(定義)

第 2 条 本約款の中で使用する用語は、次の各号に定めるところによります。

- 一 ETC 無線通信 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成 11 年建設省令第 38 号)第 2 条第 2 項に基づき定められた ETC システム利用規程第 2 条に定める ETC システムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード及び当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。
- 三 ETC 車載器 ETC システム利用規程第 3 条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC システム利用規程第 3 条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。
- 五 ドラぷらの旅 旅行者へ提供する募集型企画旅行をいいます。
- 六 旅行商品 ドラぷらの旅の旅行商品をいいます。
- 七 セット商品 ドラぷらの旅以外に東北観光フリーパスとセットで提供する商品をいいます。提供する商品の詳細は、本商品のホームページに掲載します。

(対象車両)

第 3 条 本商品は、ETC 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等の 2 車種(車種区分は、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 25 条第 1 項の規定により当社が公告する高速道路(全国路線網)の料金車種区分によります。以下同じ。)を対象とします。

(実施期間等)

第 4 条 本商品の実施期間は、令和 7 年 10 月 1 日(水)から当社が別途定める日までとします。
2 本商品の利用期間は、前項の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大 4 日間(利用開始日の 0 時から利用最終日の 24 時 まで。ただし、利用開始日当日に申込みをさ

れた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の 24 時まで)とします。ただし、次に定める期間に該当する日を利用期間に含む申込みはできません。

- 一 当社が別途指定した日(当該日が決まり次第、本商品のホームページにてお知らせします。)
- 3 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時をもって行います。ただし、本線料金所が設置されているインターチェンジ(以下「IC」といいます。)(東北中央自動車道 福島ジャンクション(以下「JCT」といいます。)料金所、米沢北本線料金所及び桑折 JCT 料金所等)では、本線料金所の通行日時をもって判定します。
- 4 日本海東北自動車道並びに山形自動車道 湯殿山料金所及び鶴岡 JCT 料金所～酒田みなと料金所は、それぞれの料金所の通行日で判定します。
- 5 本商品の販売価格は、当社が国土交通大臣に届出を行い公告した額とします。なお、本商品のホームページにも販売価格を記載します。

(申込方法等)

- 第 5 条 本商品は、旅行商品及びセット商品 (以下「対象となる商品」といいます。)と併せて利用する場合のみ利用することができます。本商品を利用する場合は、この約款に定める事項を承諾のうえ、対象となる商品ごとに定められた方法により利用開始までにインターネットにて申込みください。(本商品の申込み以前の通行は本商品の適用を受けません。)ただし、利用開始の判定は、本商品の対象となる通行のうち、利用開始日の 0 時(ただし、利用開始日当日に申込みの場合は申込み手続き完了時)以降の最初の通行によるものとします。
- 2 前項に関わらず 旅行商品の申込みとあわせて本商品に申込み、本商品を利用する場合は、この約款に定める事項を承諾のうえ、ドラぷらの旅のホームページにて同ホームページに記載の申込締切日までに申込みください。申込みの際は、「利用開始日、申込者氏名、メールアドレス、ETC カード番号及びその他ドラぷらの旅のホームページで求める事項」等を登録してください。
- 3 当社及び公社は、申込みの受付が完了した時には、電子メールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって前項の登録内容に基づく申込みが成立したものとします。
- 4 本商品の申込みの受付が完了したことをもって、申込み時に登録された ETC カード(以下「登録 ETC カード」といいます。)が高速道路の走行に利用できることを保証するものではありません。(ETC カードの利用可否は発行カード会社または六会社の定めによります。)
- 5 本商品は、次の各号の条件を満たさないことを確認できた場合は、前項の規定にかかわらず本商品の申込みを無効とし、第 7 条に定める通行に該当する場合であっても、当社及び公社は、通常の料金(ETC 割引が適用される場合、ETC 割引適用後の料金。以下同じ。)の支払いを受けます。
- 一 登録 ETC カードを利用してすること。なお、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカードは利用できません。
 - 二 登録が正しく行われ、内容に誤りが無いこと。
 - 三 登録 ETC カードの名義が本商品の申込者またはその家族等であること。ETC カードの名義が

法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人またはその法人の社員であること。

6 当社及び公社が実施する他の企画割引と本商品を、利用期間を重複して申込みすることはお控えください。重複して申込みをした場合は、他の企画割引の解約を行っていただくか、第 12 条に定める手続きにより本商品の解約を行ってください。解約や申し出がないまま本商品を利用されると、意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社及び公社における料金修正等は一切行いません。

(登録内容の変更)

第 6 条 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合の手続きは、次の各号に定める申込みにおいて、当該各号に定めるとおりとします。

- 一 前条第 1 項に基づく申込み 対象となる商品ごとに定められたとおりにお手続きください。
- 二 前条第 2 項に基づく申込み 旅行商品の申し込みが完了した後は、申込内容を変更することはできません。旅行商品、日程、人数について変更が必要な場合は、第 12 条第 2 項第二号に定める解約を行ったうえで、再度当社ホームページ内のドラぷらの旅から旅行商品の申込手続きを行ってください。なお、同行者氏名など、その他の情報に変更がある場合は、旅行商品申込時に届くメールに記載のドラぷらの旅事務局へお問合せください。

(利用方法)

第 7 条 関係法令、ETC の利用方法等を遵守のうえ、登録 ETC カードを使用して、別表 1 の対象区間において、ETC 無線通信により通行して下さい。本商品を申込みした利用期間内であれば、対象区間の IC 間を回数制限なく通行できます。

2 高速道路の通行止めにより途中の IC 等で退出を余儀なくされた場合には、当社又は公社の指定する IC 等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先の IC 等(通行止め解除後は当該通行止め区間の IC を含む)から高速道路へ進入してください。

3 本商品を利用する場合は、申込み時に登録した車種(以下「登録車種」といいます。)に属する自動車 1 台で通行してください。登録車種より上位の車種で通行した場合は、当社及び公社は、各通行について当該上位の車種の通常の料金の支払いを受けます。(本商品は適用されません。)登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社及び公社は、登録した車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。

4 料金所では、登録 ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください。登録 ETC カードと異なる ETC カードで通行した場合は、当社及び公社は、通常の料金の支払いを受けます。

5 入口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンで通行券を取り、出口(または本線)料金所においては、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録 ETC カードと入口通行券をお渡しください。出口(または本線)料金所の ETC レーンが閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録 ETC カードをお渡しください。(いずれの場合も本商品が適用されます。)なお、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンに料金精算機が設置されている

料金所では、料金精算機による出口精算となります。(操作がわからないときは、呼出釦を押してください。料金所係員がインターホン等で対応します。)

(請求等)

第 8 条 当社及び公社は、利用期間における第 7 条第 1 項に定める最初の通行に対し本商品の料金の支払いを受けます。

なお、ETC マイレージサービスの還元額がある場合は、ETC マイレージサービスの還元額を本商品の料金の支払いに充当します。

2 本商品の対象となる各通行時における料金所の路側表示器、ETC 車載器の料金表示、音声案内、ETC 利用照会サービスの料金表示や ETC マイレージサービスのポイント確認画面の料金表示では、通常の料金が案内されますが、利用条件を遵守し、本商品を適正に利用された場合には、本商品の利用期間内かつ対象区間内で案内された料金の支払いは不要です。

3 ETC 利用照会サービス(登録型)または ETC マイレージサービスのポイント明細確認画面に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は、確定時に利用期間の最初の通行の「利用 IC(自)」欄が「企画割引」となり、「通行料金」欄が本商品の料金となります。なお、最初の通行以外の走行明細は表示されません。

4 クレジットカード会社または ETC パーソナルカード事務局(ETC パーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。)が発行する請求書には、登録した利用期間における 2 回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。

5 ETC パーソナルカードは、支払いの済んでいないご利用金額の合計額(以下「未払債務の合計額」といいます。)が、ETC パーソナルカード利用規約に定める利用可能額(以下「ご利用可能額」といいます。)を上回りますと、利用停止となる場合があります。

【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】

本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

詳しくは別紙1のとおり

(他の割引との適用関係)

第 9 条 ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。

2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。

3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。(本商品の料金の額には、ETC 割引や障がい者割引は適用されません。)なお、ETC マイレージサービスのポイント付与は、第 8 条第 1 項で請求する額に適用します。

4 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

(ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与)

第 10 条 令和 7 年 10 月 1 日(水)から当社が別途定める日までの期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第 7 条第 1 項に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。

(適用対象外及び無効)

第 11 条 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社及び公社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

- 一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
 - 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき
 - 三 登録 ETC カード以外のものを使用したとき
 - 四 登録車種より上位の車種で通行したとき
 - 五 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき
 - 六 入口料金所、出口(または本線)料金所とも登録した利用期間以外の日に通行したとき及び入口料金所を利用期間内に通行し、利用期間最終日の翌々日までに出口(または本線)料金所を通行しなかったとき
 - 七 登録した利用期間に第 7 条第 1 項に定める通行がなかったとき
 - 八 第 7 条第 1 項に定める通行以外の通行をしたとき
- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社及び公社は、利用期間の全ての通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。また、当社供用約款及び公社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社及び公社は、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 26 条の規定により、通常の料金のほか割増金の支払いを受けます。
- 一 旅行商品の予約が取り消されたとき
 - 二 本商品申込時に指定した、対象となる商品の利用がないとき
 - 三 セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき
 - 四 登録 ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき
 - 五 前 2 号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

(解約等)

第 12 条 利用期間中に本商品が適用となる通行がある場合、途中解約、払戻し、一部返金は行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。

2 本商品の解約手続きは、次の各号に定める場合において、当該各号に定めるとおりとします。ただし、いずれの手続きも、本商品の利用開始以降は不可となります。

- 一 第 5 条第 1 項に基づく申込みの場合 本商品と合わせて申込みをした対象となる商品ごとに

定められた解約手続きを行うことで本商品の解約が可能です。

二 第5条第2項に基づく申込みの場合 利用日前日迄に解約を希望される場合は本商品と合わせて申込みをした旅行商品を当社ホームページ内のドラぷらの旅で解約後、本商品も自動的に解約となります。利用日当日に解約を希望される場合は、ドラぷらの旅事務局にお申し出ください。

3 前項に定める解約が行われない場合も、登録された利用期間中に登録 ETC カードで第7条第1項に定める通行実績がなかった場合は、申込時に遡って解約したものとし、本商品の料金は請求されません。

(個人情報の保護)

第13条 本商品の申込者の個人情報は、当社及び公社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第14条 当社及び公社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社及び公社の責めに帰すことができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二 当社及び公社の責めに帰すことができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんまたは窃取されたとき
- 三 当社及び公社の責めに帰すことができない企画割引の複数の申込みにより、申込者の意図しない請求が行われたとき
- 四 当社及び公社の責めに帰すことができない車両の故障等により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 五 通行止めまたは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 六 雪による通行規制(チェーン規制)により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 七 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害または事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

(約款の変更)

第15条 当社及び公社は、特別の事情により、本約款を変更することができます。

2 当社及び公社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社及び公社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。

3 当社及び公社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

附則

本約款は、利用開始日が令和7年10月1日以降の申込に適用します。なお、利用開始日が令和7年9月30日以前の申込については、令和6年9月5日制定の約款を適用します。

別表1(周遊エリア)

(1)東北6県周遊コース

道路	区間
E4 東北自動車道	白河ICから青森ICまで
E4A 青森自動車道	青森JCTから青森東ICまで
E4A ハ戸自動車道 (百石道路含む)	安代JCTからハ戸IC・下田百石ICまで
E46 釜石自動車道	花巻JCTから東和ICまで
E46 秋田自動車道 (秋田外環状道路及び 琴丘能代道路を含む)	北上JCTから能代南ICまで
E7 日本海東北自動車道	岩城ICから河辺JCTまで
E48 山形自動車道	村田JCTから月山ICまで
E7 日本海東北自動車道 E48 山形自動車道	湯殿山IC・鶴岡JCT料金所から酒田みなどICまで
E49 磐越自動車道	いわきJCTから西会津ICまで
E13 東北中央自動車道	米沢北ICから東根ICまで 福島JCT料金所から桑折JCT料金所まで
E6 常磐自動車道	いわき勿来ICから亘理ICまで
E6 仙台東部道路	亘理ICから仙台港北ICまで
E13 東北中央自動車道 (湯沢横手道路)	湯沢ICから横手ICまで
E45 三陸自動車道	仙台港北ICから鳴瀬奥松島ICまで
E6 仙台北部道路	利府JCTから富谷ICまで
E48 仙台南部道路	仙台若林JCTから仙台南ICまで

(2)青森岩手宮城周遊コース

道路	区間
E4 東北自動車道	仙台南ICから青森ICまで
E4A 青森自動車道	青森JCTから青森東 IC まで
E4A 八戸自動車道 (百石道路含む)	安代JCTから八戸IC・下田百石ICまで
E46 釜石自動車道	花巻JCTから東和ICまで
E46 秋田自動車道	北上JCTから北上西ICまで
E6 仙台東部道路	仙台空港ICから仙台港北ICまで
E45 三陸自動車道	仙台港北ICから鳴瀬奥松島ICまで
E6 仙台北部道路	利府JCTから富谷ICまで
E48 仙台南部道路	仙台若林JCTから仙台南ICまで

(3)秋田岩手宮城周遊コース

道路	区間
E4 東北自動車道	仙台南ICから小坂JCTまで
E4A 八戸自動車道	安代JCTから浄法寺ICまで
E46 釜石自動車道	花巻JCTから東和ICまで
E46 秋田自動車道 (秋田外環状道路及び 琴丘能代道路を含む)	北上JCTから能代南ICまで
E7 日本海東北自動車道	岩城ICから河辺JCTまで
E6 仙台東部道路	仙台空港ICから仙台港北ICまで
E13 東北中央自動車道 (湯沢横手道路)	湯沢ICから横手ICまで
E45 三陸自動車道	仙台港北ICから鳴瀬奥松島ICまで
E6 仙台北部道路	利府JCTから富谷ICまで
E48 仙台南部道路	仙台若林JCTから仙台南ICまで

(4)山形宮城周遊コース

道路	区間
E4 東北自動車道	白石ICから若柳金成ICまで
E48 山形自動車道	村田JCTから月山ICまで
E7 日本海東北自動車道 E48 山形自動車道	湯殿山IC・鶴岡JCT料金所から酒田みなどICまで
E13 東北中央自動車道	米沢北ICから東根ICまで
E6 常磐自動車道	山元南SICから亘理ICまで
E6 仙台東部道路	亘理ICから仙台港北ICまで
E45 三陸自動車道	仙台港北ICから鳴瀬奥松島ICまで
E6 仙台北部道路	利府JCTから富谷ICまで
E48 仙台南部道路	仙台若林JCTから仙台南ICまで

(5)福島宮城周遊コース

道路	区間
E4 東北自動車道	白河ICから若柳金成ICまで
E48 山形自動車道	村田JCTから笹谷ICまで
E49 磐越自動車道	いわきJCTから西会津ICまで
E13 東北中央自動車道	福島JCT料金所から桑折JCT料金所まで
E6 常磐自動車道	いわき勿来ICから亘理ICまで
E6 仙台東部道路	亘理ICから仙台港北ICまで
E45 三陸自動車道	仙台港北ICから鳴瀬奥松島ICまで
E6 仙台北部道路	利府JCTから富谷ICまで
E48 仙台南部道路	仙台若林JCTから仙台南ICまで

未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例

ETCでのご利用料金は、お客さまがご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未払債務の合計額が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未払債務の合計額がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

【例】

- デポジット額 40,000 円
- ご利用可能額 40,000 円
- ドラ割商品の料金 10,000 円(6 日間プラン、利用期間:6/5~10)の場合

1. ドラ割商品の料金が適用される前

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、11,000 円、10,000 円、9,000 円)で計算するため 42,000 円となり、一時的にご利用可能額(40,000 円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されると、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



2. 一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、10,000 円、9,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)を合算するため 41,000 円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されると、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

